

厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正

1件	不当金額(支出)	7182万円
(前年度	1件	5454万円)

1 保険給付の概要

厚生年金保険(前掲64ページ参照)において行う給付のうち、老齢厚生年金は、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(被保険者期間)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となるが、特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上ある者等が受給権者となっている。

この特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となつたときなどには、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。そして、受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳を確認するなどした上で被保険者資格取得届等を作成して日本年金機構の年金事務所に提出することとなっており、これに基づいて機構本部が算定した年金の支給停止額を厚生労働本省が確認し、決定することとなっている。

(注1) 平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国會議員又は地方公共団体の議会の議員)である間においても、一定の方式により算定した額に応じて、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

2 検査の結果

機構の11地域部^(注2)の管轄区域内に所在する54年金事務所が管轄する84事業所等の104人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手續がとられていなかった。

このため、特別支給の老齢厚生年金等計7182万円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

(注2) 11地域部 東北第一、東北第二、北関東・信越第一、北関東・信越第二、南関東第一、南関東第二、中部第一、近畿第一、近畿第二、中国、九州第一の各地域部

<事例>

受給権者Aは、25年2月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月分から30年5月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に28年6月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年7月分から30年5月分まで支給された基本年金額の一部計88万円の支給が停止されていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る 受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係 る支給額	左のうち不当と認 める支給額
東北第一	仙台東等8	人 567	人 24	円 1988万	円 1145万
東北第二	盛岡等2	135	5	995万	859万
北関東・信越第一	水戸南等3	135	4	495万	360万
北関東・信越第二	前橋等2	131	3	463万	409万
南関東第一	千代田等8	378	9	740万	584万
南関東第二	幕張等6	423	16	788万	778万
中部第一	大曾根等5	94	7	675万	122万
近畿第一	大手前等6	120	10	720万	547万
近畿第二	大津等5	198	7	1199万	905万
中国	岡山東等5	194	10	1232万	790万
九州第一	中福岡等4	284	9	949万	679万
計	54か所	2,659	104	1億0248万	7182万